

公立大学法人公立鳥取環境大学審議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）の審議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、審議会の委員等とは、次に各号に掲げる者をいう。

- 1 公立大学法人公立鳥取環境大学定款第14条に規定する経営審議会及び第19条に規定する教育研究審議会の委員
- 2 その他法人が招集する会議等の構成員及び出席者

(報酬)

第3条 審議会の委員等に支給する報酬の額は、日額10,000円とする。

- 2 委員等に支給する報酬の額が、前項の規定する額によりがたい場合は、理事長が別に定める。
- 3 報酬は、出席した日数に応じてその都度支給する。
- 4 法人の役員及び職員、鳥取県又は鳥取市の職員が審議会の委員等となった場合には、報酬は支給しない。ただし、理事長が特に支給することが適当と認める場合はこの限りでない。

(費用弁償)

第4条 審議会の委員等に支給する費用弁償の額は、公立大学法人公立鳥取環境大学旅費規程に基づき支給する。

(委任)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第23号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第5号）

この規程は、平成28年1月28日から施行し、平成28年1月1日から適用する。